健康カレンダー

問合せ　健康センター　TEL72-7176

6月10日～7月9日

日	曜	行事	時間	会場
6月				
10・水～12・金		複合健診	受付8:00～10:00	健康センター
15	月	母子健康手帳交付・育児相談	受付14:00～16:30	〃
15・月～16・火		複合健診	受付8:00～10:00	〃
17	水	複合健診	受付8:00～10:00	総合体育館
18	木	子育てサロン	9:45～11:30	健康センター
23	火	3歳児健診	受付13:00～13:30	〃
25	木	5歳～6歳児歯科健診	受付13:05～13:25	〃
29・月～30・火		複合健診	受付8:00～10:00	総合体育館
7月				
1	水	複合健診	受付8:00～10:00	総合体育館
2・木～3・金		複合健診	受付8:00～10:00	妙見センター
6	月	母子健康手帳交付・育児相談	受付9:00～11:30	健康センター

■市ホームページの子どもカレンダーをご存知ですか

健康カレンダー内容、子ども体験活動などを紹介。
（トップページ）→（くらしの情報）→（その他・子どもカレンダー）

消費生活メモ

消費生活相談室　TEL72-1111 内線329

クーリング・オフ対策済？

▼先日、一人暮らしの市民の方から「知らない人が家にこの用紙を貼っておくようにといって持ってきたが、貼ったほうがいいか」という相談を受けました。その用紙とは、縦2センチ、横8センチくらいの白い紙に赤の文字で「クーリング・オフ対策済」と書いた紙です。

相談室ではそのような紙を配ったことはなく、クーリング・オフ対策済みの意味もよくわかりません。とても粗末なものでそれを家の外に貼ることによって、逆に訪問販売業者の目印になるのではないかと思われました。

調べたところ、2月～3月にかけて南さつま市でまったく同じものを高齢者の家に貼っていった床下工事の訪問販売業者があったとのことです。枕崎では初めての相談でしたが、ほかにも業者が回っているのではないかと考えられます。

▼最近の苦情相談は一人暮らしの高齢者が対象になっているものが多く、突然訪問して排水管の洗浄や床下の点検など、なかには家の補修工事まで請けているようです。請求金額もとても高額であったり、工事そのものも雑なものも多いということです。

突然の訪問や電話勧誘などで思いがけない契約をしてしまい、請求された金額を払ってしまう高齢者の方もいますが、知らない人の訪問により工事等してもらっても納得いかない時は、お金を払う前に周りの人や市役所などに相談してください。

法律で定められたクーリング・オフ制度（訪問販売等で契約書面をもらってから8日以内）を利用してきちんと解約手続きをしましょう。

市民協働だより No.16 キョードーへの扉

■まちづくり、地域づくりのために役割と責任を持った活動を行っている団体等のほか、市民協働に関する取り組みなどを紹介しています。

★市民協働に関する業務とは？
～みなさんの活動情報、協力のもとに成り立っています

■知人等に仕事のことをたずねられ、「市民協働の仕事をしている」と答えると不思議な顔をされます。平成17年度に「市民協働」という係が新設され、今年度から企画調整課内で業務を行っています。

市民協働係の主な仕事は、自治公民館活動をはじめ各種団体や企業等において取り組まれている清掃活動などを広く紹介し、その活動が継続されるように、更には、新たな活動が行われるようにすることです。また、市が事業を行うに際し、市民が実施段階において直接係わることや参加する機会を増やすことです。

このほかに、ボランティア活動の支援、ＮＰＯ等に対する助成事業の紹介、市民のボランティア意識の醸成を図るための研修会の開催などを市社会福祉協議会ボランティアセンター等の協力を得て行っています。

これらの業務の基本となっているのは、ボランティア活動などをされている方々の情報と協力です。ボランティア活動など公共的な活動の情報等ありましたら、是非ご提供ください。

■問合せ　企画調整課市民協働係
TEL72-1111　内線460

国民年金

問合せ　市民健康課国民年金係 TEL72-1111 内線145

★ねんきんダイヤル
（年金被保険者）
TEL0570-05-1165
（年金を受給している方）
TEL0570-07-1165

特別障害給付金制度

▼国民年金の任意加入期間に加入しなかったことで障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されました。

◎支給対象となる方

①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日（障害の原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象になりません。

また、給付金を受けるためには、社会保険庁長官の認定が必要になります。

給付金の支給対象になる方は、市役所国民年金係で請求手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに手続きをしてください。

海外で暮らす方の年金の裁定請求

▼国民年金、厚生年金などの年金を受けるためにはご自分で申請手続き（裁定請求）を行う必要があります。

海外で暮らしている方も同様です。まずは用紙（裁定請求書）を取り寄せる必要があります。裁定請求書は、日本の社会保険事務所に連絡して取り寄せることもできますが、社会保険庁のホームページ（http://www.sia.go.jp/）からダウンロードするのが便利です。ホームページには記入例や必要な添付書類のご案内もあります。

国民年金保険料納付を忘れずに

▼社会保険庁では、現金納付をされている方々へ国民年金保険料の納付書を送付しています。国民年金保険料の納付期限は翌月末で、金融機関・コンビニなどでお支払いができます。将来の老齢年金や万が一のときの障害年金、遺族年金を受給するためにも、国民年金保険料の納めもれがないようにしましょう。

もし納付が困難な場合には、国民年金保険料の免除申請を行うことができます。市役所国民年金係か鹿児島南社会保険事務所（TEL099-255-5998）へご相談ください。

詐欺に注意

「ねんきん特別便」の回答手続きに、手数料をいただくことはありません！

また、「ねんきん特別便」の回答がないことにより、現在、受給している年金が停止されることはありません。

不審な手紙・電話・訪問者等がありましたら、その場で対応せず、まず、鹿児島南社会保険事務所（TEL099-255-5998）へお問い合わせください

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。（敬称略）

うぶごえ・おくやみ

4月16日～5月15日届出分

うぶごえ

健やかな成長をお祈りいたします。

氏名	保護者	住所
宮路 輝希（てるき）	孝蔵	岩崎町
岩下 葵南（きいな）	義行	岩戸町
池田 悠乃（ゆうの）	芳将	園見町
清水 羽菜（はな）	政隆	桜木町
森山 由萌（ゆうめ）	正宗	中央町
宮里 英和（ひいと）	和史	宮前町
岩下 さくら	陽平	栄中町
台場 隼鷹（じゅんよう）	大輔	明和町
中俣 麗（うらら）	隆幸	岩戸町
竹内 しぶき	智行	中央町
田中 玲穏（れおん）	彰	旭町
内田 明希（あき）	誠	栄本町

おくやみ

ご冥福をお祈りいたします。

氏名	年齢	住所
川崎 テル	87	岩戸町
西村 ミス	85	旭町
上釜 文雄	58	高見町
豊留 貞雄	81	岩戸町
俵積田 繁市	82	別府東町
家弓 伸子	87	立神本町
堀添 ミカ	98	西本町
牧野 トシ子	75	園見町
下迫 イト	102	田布川町
茶屋道 法夫	82	岩戸町
中原 行男	78	国見町
下木原 俊秋	68	栄本町
本地川 和子	79	別府西町
上木原 エル	83	木原町
茅島 健二	69	立神北町
鮫島 橋男	68	別府西町
白澤 サミエ	87	白沢西町
尾辻 季俊	81	塩屋北町

人のうごき

平成21年5月1日現在

男性 11,245人（+16）
女性 13,198人（+2）
合計 24,443人（+18）
世帯 11,160世帯（+55）

（　）内は前月との比較